

令和元年度

市民まちづくり公社文化事業推進補助金

評価表

NO.

70

所管部課名	文化課			担当者	村尾幸子			
事務事業名	文化振興事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金及び市民まちづくり公社文化事業推進補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和元年度 予算額	6,000千円	国県支出金	一般財源		その他		その他の内容	
		千円	6,000千円		千円			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	イベントの開催回数			2回		令和元年度		
成果指標②	観覧者の数			1000人		令和元年度		
補助対象者	(公財) 薩摩川内市民まちづくり公社							
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、事業実施に係る人件費							
補助対象事業・ 活動の内容	川内文化ホール、入来文化ホールを活用した芸術文化事業							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は 補助率	予算で定める額以内の補助対象経費の合計額							
上記項目の 積算方法	事業の計画に基づき積算							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3年分の決算状況	項目		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	4,740,000	54.2%	4,715,200	54.1%	4,396,600	42.3%
		会費収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		事業収入	4,740,000	54.2%	4,715,200	54.1%	4,396,600	42.3%
		寄付金・その他助成	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		市補助金	4,000,000	45.8%	4,000,000	45.9%	6,000,000	57.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		計	8,740,000	100.0%	8,715,200	100.0%	10,396,600	100.0%
	支出	事業費	8,037,728	92.0%	7,097,103	81.4%	6,606,803	63.5%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	2,000,000	19.2%
				0.0%		0.0%		0.0%
		市への返納	702,272	8.0%	1,618,097	18.6%	1,789,797	17.2%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		計	8,740,000	100.0%	8,715,200	100.0%	10,396,600	100.0%
	支出計/前年度支出計				99.7%		119.3%	
	自己資金/前年度自己資金				99.5%		93.2%	
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		1回		2回		2回		
成果指標の推移②		773人		1003人		1312人		
特記すべき事項等	【前回評価】平成28年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」「有効性、適格性・妥当性：低い」・事業収入増につながるような出演者を検討されたい。							
	【前回評価への回答】川内文化ホールだけでなく、入来文化ホールでの事業も実施され、支所地域での文化振興に貢献している。イベント出演者については、事業者とも協議を行いイベントを実施した。引き続き連携をとっていく事としたい。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	芸術性の高いアーティストを招聘し、安価な価格で質の高い公演を鑑賞できるよう計画するなど、市民の文化芸術の振興に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	当団体は、芸術・文化・スポーツ等の振興を図ることを目的としているため、必要性は高いものと思われる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	観覧者数(入場者数)は、市民の文化的ニーズを測るために、最も適切な指針と考えられるが、招聘するアーティストによって観覧者数に差がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当団体は公益財団法人であり、指定管理者として、川内文化ホール等、文化施設やスポーツ施設を管理している。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	会場(川内文化ホール)を管理する団体であり、チケット販売などを手掛けているが、チケット売上げでは事業をまかなう事ができないため、当該団体への補助金交付が妥当であると考ええる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	市民まちづくり公社文化事業推進補助金交付要領に明記されており、市民が安価な価格で質の高い公演を鑑賞できるなど、市民の文化芸術の振興に寄与しているため、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止	外部評価結果	公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《上記方向の理由》 文化芸術等のイベントを開催する団体として実績があり、入来文化ホールでもイベントを開催するなど、地域の文化振興にも積極的に取り組んでいるため、今後も継続していきたい。		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 イベント情報等、今後も積極的に発信していきたい。		《まとめ》

市民まちづくり公社文化事業推進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる市民まちづくり公社文化事業推進補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 川内文化ホール及び入来文化ホールを活用した芸術文化事業を行うことで市民への文化事業の鑑賞の機会を提供し市民文化の高揚を図るものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金は、次の各号に掲げる市民の文化鑑賞の機会の提供に要する経費について交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅 費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 備品購入費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第5条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

2 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 役員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

(交付の基準)

第6条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に市民まちづくり公社文化事業推進補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の実績報告は、規則第15条に定めた書類によりおこなうものとする。

(効果の測定)

第8条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、芸術文化事業の開催及びその参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。